

裁 決 書

再審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

同代理人弁護士

大阪市北区西天満三丁目14番16号
西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所
弁護士 小久保 哲郎

原裁判

平成28年5月11日付け
大阪市長の棄却裁判

再審査請求人が平成28年6月9日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく徴収金決定処分及び当該処分に対する審査請求の棄却裁判に係る再審査請求について、次のとおり裁判する。

なお、この裁判書において引用する法及び関係通知は、再審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

主文

- 1 大阪市港区保健福祉センター所長が平成27年5月25日付けで行った法第78条に基づく費用徴収決定処分を取り消す。
- 2 大阪市長が平成28年5月11日付けで行った上記1の処分に対する棄却裁判を取り消す。

事案の概要

- 1 大阪市港区保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）は、平成22年7月27



日付けで、再審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、保護を開始した。

- 2 処分庁は、請求人名義で保有していた定額定期貯金（以下「本件貯金」という。）の未申告を理由として、請求人に対し、平成27年5月25日付けで法第78条に基づく徴収金決定処分（以下「原処分」という。）を行った。
- 3 平成27年6月2日、請求人は、原処分を不服として、大阪市長（以下「審査庁」という。）に対し、審査請求を提起し、審査庁は、平成28年5月11日付けで、これを棄却する旨の裁決（以下「原裁決」という。）を行った。
- 4 請求人は、平成28年6月9日、大阪府知事（以下「再審査庁」という。）に対し、原処分及び原裁決の取消しを求める再審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が再審査庁に提出した再審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2原裁決の概要（3）ウについて

原裁決は、請求人が横浜地裁平成27年判決（以下「27年判決」という。）を引用して主張したのに対し、「27年判決は、未成年の娘のアルバイト収入に関してまで届出義務があることを原告が十分に理解していたとは言えないことから、処分が取り消されたものであるところ、本件においては、（略）請求人が申告の義務について理解していなかったとは認められず、請求人の主張は採用できない。」とする。

しかし、請求人は、「請求人が申告の義務について理解していなかった」などと主張してはいない。上記判決は、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたというためには、申告書の内容が虚偽であることを認識しつつ敢えて虚偽の申告書を提出したことを要する旨判示しているところ、本件において請求人は、本件貯金の存在を知らなかったのであるから、申告書の内容が虚偽であることを認識しつつ敢えてこれを提出したものとは言えず、法78条の要件を満たさない旨主張しているのである。

原裁決の上記判断は請求人の主張を曲解し、これに依っていない。

イ 後記2原裁決の概要（3）キからコについて

後記2原裁決の概要（3）コは、「処分庁が本件貯金の帰属に関する立証責任を果たしていないと言うことはできない。」としているので、原裁決も、本件貯金の帰属



が請求人にあることの立証責任は処分庁にあることを前提にしていると解され、その点は正当である。

しかし、原裁決は、「本件貯金が形成された際の客観的な資料はなんら提出されなかった」として、本件貯金の原資を請求人の母（以下「母」という。）が出損したことを示す客観的資料が提出されていないことを特に重視し、「母が本件貯金を解約したことが、直ちに母が出損者であることを証明するものでは当然ないし」、「本件貯金の出損者が請求人ではないとする客観的な証拠はなんら存在しない」、「本件貯金が名義人である請求人に帰属しないとする合理的な疑いがなんら存在しない」から、「本件貯金の帰属を判定するにあたっては、本件貯金の名義を用いるほかな」い旨判断している。

しかしながら、請求人は、「母が本件貯金を解約したこと」だけをもって、本件貯金の帰属が母であると主張しているわけではない。本件貯金預入時の預入申込書や解約時の委任状の筆跡が請求人自身の筆跡とは異なる一方、母の筆跡と一致していること、これらの書類に押印された請求人名義の押印が母が自身の印鑑として管理している印影と一致していることからすると、本件貯金の預入れは母によってなされ、その後、解約に至るまでの管理もすべて母が行ってきたことが客観的証拠から裏付けられている。

また、処分庁のケース記録においても、「定期預金150万円の保有状況を確認したが、全く身に覚えがないよう」、「話しの内容やニュアンスを鑑みると、資産を隠蔽して保護費を騙し取ろうとした意図はないように感じる」、「一見すれば、請求人の筆跡と違うように見えなくはない」、「請求人は同様の判例等をインターネットで調べたり、税務署に行って生前贈与との関連性を確認する等、精力的に身の潔白を示そうと努力していた」等と記載されているとおり、本件貯金発覚時の請求人の振る舞いは、処分庁をしてさえ、本件貯金の存在を全く知らなかったとの心証を抱かせるものであった。

したがって、「本件貯金の出捐者が請求人ではないとする客観的な証拠」は存在するし、「本件貯金が名義人である請求人に帰属しないとする合理的な疑い」も存在する。

ところで、東京高等裁判所平成21年4月16日判決（以下「21年判決」という。）は、被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、①当該財産又はその購入原資の出捐者、②当該財産の管理及び運用の状況、③当該財産から生じる利益の帰属者、④被相続人と当該財産の管理及び運用をする者との関係、⑤当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当と判示している。諸事情を総合考慮して判断すべきであるとしているのであって、①ないし⑤の事情の全てについて、それを裏付ける客観的証拠が必要であり、そのどれか一つでも欠ければ、形式的な名義で判断すべきであるなどとは一言も述べていない。

しかし、原裁決は、結局において、本件貯金の原資を母が出損したことを直接示す

客観的資料が提出されていないことのみを重く見て、上記のような本件貯金の帰属が母にあることを裏付けるその余の事実関係を全く軽視（というより無視）しているのである（実際、原裁決は、かかる事実関係については、事実認定の項においても全く触れておらず、意図的にネグレクトしている。）。原裁決が失当であることは明らかであるから、速やかに原処分は取り消されるべきである。

(2) 請求人が、再審査庁に提出した再審査請求補充書には、次の趣旨の記載がある。

ア 既に主張しているとおり、本件貯金は、平成21年10月1日、母が請求人の名義で預け入れたものである。今般、上記同日に母が、請求人代理人として、下記の3本の定額貯金を解約し返金を受けていることが判明した。

- (ア) 定額貯金 証書番号03 最終預入日・平成12年8月22日 お受取額 60万8838円
- (イ) 定額貯金 証書番号05 最終預入日・平成13年2月7日 お受取額 60万8352円
- (ウ) 定額貯金 証書番号11 最終預入日・平成17年10月19日 お受取額 55万1056円

上記受取額の合計は176万8246円であるが、母は、このうち150万円を本件貯金として預け直し、残りの26万8246円は別の用途に使用したことが合理的に推認できる。また、母は、平成12年8月、平成13年2月、平成17年10月にも同様の行為を行っていたことが推認できる。このように母は、一貫して請求人名義の郵便貯金を自らの貯金として取り扱っているのである。

イ 上記証拠は、そのことの是非要否は別として、まさに原裁決が求めた「本件貯金が形成された際の客観的な資料」である。このように原裁決の立場に立ったとしても、本件貯金が実質的には請求人のものではなく母のものであることが明らかとなったのであるから、原裁決を速やかに取消し、請求人の請求を認容すべきである。

なお、上記証拠にかかる預貯金のさらなる原資に関する証拠資料を求めて請求人代理人において、A銀行に対し、弁護士法23条の2に基づく照会を行ったが、保存期間経過により回答できない旨の回答があった。これ以上の原資に関する客観的証拠の提出を要求することは請求人に対して不可能を強いるものであって許されない。

(3) 請求人が再審査庁に提出した証拠書類には、次の記載がある。

ア 証書番号3の払戻請求書には、平成12年8月22日に最終預入を行った請求人名義の定期口座を、請求人代理人として母が平成21年10月1日に解約し、受取額

が608,838円である旨の記載がある。

イ 証書番号5の払戻請求書には、平成13年2月7日に最終預入を行った請求人名義の定期口座を、請求人代理人として母が平成21年10月1日に解約し、受取額が608,352円である旨の記載がある。

ウ 証書番号11の払戻請求書には、平成17年10月19日に最終預入を行った請求人名義の定期口座を、請求人代理人として、母が平成21年10月1日に解約し、受取額が551,056円である旨の記載がある。

2 原裁判の概要

(1) 請求人の主張

ア 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、審査請求の理由として次の記載がある。

母のお金であり、請求人の自由になるお金ではない為

イ 請求人が審査庁に提出した反論書には、次の記載がある。

(ア) はじめに

本件は、請求人名義の150万円の本件貯金が未申告資産であるとして原処分がなされたというものである。

しかしながら、以下述べるとおり、上記本件貯金は請求人の母親が請求人の承諾を得ることなく請求人名義で母親自身のヘソクリを貯めていた母親の預金であり、請求人の預金でないことは明らかである。また、請求人が故意に虚偽の事実を申告したり申告すべき事実を申告せずして処分庁の判断を誤らせた事実はなく、法78条の適用要件を欠くことも明らかであるから、原処分は違法であり取り消されるべきである。

(イ) 本件貯金の帰属について

21年判決は、被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、①当該財産又はその購入原資の出捐者、②当該財産の管理及び運用の状況、③当該財産から生じる利益の帰属者、④被相続人と当該財産の管理及び運用をする者との関係、⑤当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当と判示し、被相続人の妻名義の預金を妻が管理運用していたとしても妻に帰属してい

るとは言えず、被相続人に帰属するものと判断した。

本件において、これを見るに、①本件貯金は、母が自らに給付される児童扶養手当やパート給料を原資として貯蓄してきたものであること、②最初から最後まで貯金通帳も銀行印も母が管理し、請求人はその事実さえ知らなかったこと、③その結果として貯金から生じる利息等の利益も母に帰属していること、④請求人は既に成人して独立した家族を持ち、長年実家とは離れた地域で居住していて、母との音信もほとんど途絶えていたこと、⑤母が請求人に無断で請求人の名義を冒用し、母の印鑑を使って請求人名義の本件貯金口座を開設し、自らの老後の生活費のために管理支配してきたものであることなどからすれば、本件貯金が母に帰属することに疑いの余地はない。

上記のとおり経過であることは、母の陳述によって明らかであるだけでなく、本件貯金預入申込書や解約時の委任状の筆跡が請求人自身の筆跡とは異なる一方、母の筆跡と一致していること、これらの書類に押印された請求人名義の押印が母が自身の印鑑として管理している印影と一致していることなどの客観的証拠からも裏付けられている。

(ウ) 法78条の可否について

法第78条は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け(略)た者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する(略)ことができる。」と規定する。その趣旨は、「所謂不正手段によって保護を受けた者又は受けさせた者からその費用を徴収することができる旨を定めた規定」であり、「国民の側がこの制度を悪用すること」「からこの制度を護ることとした」点にあるとされている。したがって、「不実」とは、「積極的に虚構の事実を構成することは勿論、消極的に事実を隠蔽すること」をいい、「その他の不正の手段」とは、「資産調査の際に訪問員の調査に誤のあるのを知りながら黙っていて保護を受けた場合の如く刑法の詐欺に至らない程度の不正手段」をいうものとされている(以上、小山進次郎「改訂増補・生活保護法の解釈と運用」822頁)。すなわち、法第78条は、申請者、被保護者の側が故意をもって不実の申告をしたり、申告すべき事実を隠蔽する等によって、実施機関側の判断を誤らせ、不正に保護を受給した場合を想定した規定である。

そして、かかる視点から、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-1もまた、「法第78条によることが妥当な場合」として次の3つの場合を挙げている。

- a 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき。
- b 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

c 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらず、これに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

これを本件において見るに、請求人は、処分庁から指摘されるまで本件貯金そのものを全く知らなかったのであるから、上記a bの場合には該たらない。また、請求人は、処分庁から本件貯金の存在を指摘されてから、直ちに母に電話して事実関係を確認し、A銀行に対して書類の取り寄せを申請する等の努力をし、その結果を遅滞なく処分庁に報告していることからすると、上記cの場合にも該当しない。

このように請求人において、本件貯金の存在を知りつつ故意にこれを隠蔽し処分庁の判断を誤らせようとするような不正の意図がないことについては、処分庁のケース記録においても、「定期預金150万円の保有状況を確認したが、全く身に覚えがないよう」、「話しの内容やニュアンスを鑑みると、資産を隠蔽して保護費を騙し取ろうとした意図はないように感じる」、「一見すれば、請求人の筆跡と違うように見えなくはない」、「請求人は同様の判例等をインターネットで調べたり、税務署に行って生前贈与との関連性を確認する等、精力的に身の潔白を示そうと努力していた」等の記載があることから、処分庁自身、十分に認識していたことが明らかである。

(エ) まとめ

処分庁のケース診断会議録(平成27年2月19日)によれば、処分庁は、「本人のものでないことを証明するための期間を十分に付与しているが、客観的に説明でき得る資料の提出はない」として、「法第78条の適用が妥当」と判断している。しかし、法78条を適用する前提となる「不正の意図」の立証責任は実施機関側に存するのであり、前記(ウ)で述べたとおり、請求人が調査し、報告・提出した資料等によって、処分庁も請求人に故意や悪意がなかったことは十分に把握していたことがうかがえる。したがって、処分庁の認識を前提としたとしても、本件は法78条の適用を回避すべき事案であることが明らかである。

以上のとおり、原処分には、法78条適用を適用する要件を欠くのにこれを適用した誤りのあることが明らかであるから、速やかに取り消されるべきである。

なお、前記(イ)で述べたとおり、本件貯金の帰属が母に存することについては、請求人代理人がそうしたように、母に電話をかけて確認する等すれば、容易に判明する事項である。かかる事実関係からすれば、本件貯金を請求人の資産と見ること自体、誤っているのであり、法63条による返還決定の前提を欠いていることを念のため申し添える。

ウ 請求人が審査庁に提出した再反論書には、次の記載がある。

(ア) 処分庁は、「本件貯金の出捐者が母であることが何ら証明されていない」とか、「本件貯金に至る原資の流れを、客観的な証拠によって証明するよう助言しており、未だ、それがなされていない状態に変わりがない」などと、あたかも、原資の流れがすべて客観的な証拠によって証明できない限り、本件貯金の出捐者が母であることの証明がないかのごとき主張をする。

しかしながら、本件貯金の出捐者が誰であるかは、供述証拠等を含むさまざまな証拠を総合考慮しての事実認定の問題であり、原資の流れが全て解明されない限り認定できないものでないことは言うまでもない。本件においては、反論書において既に指摘したとおり、母が自分が貯めたものであると明確に供述していること、実際、通帳類については一貫して母が管理してきていること、処分庁自身が「(請求人は)全く身に覚えがないよう」「資産を隠蔽して保護費を騙し取ろうとした意図はないように感じる」としているとおり、請求人は処分庁から指摘されるまで本件貯金の存在自体知らなかったこと(請求人が出捐者であれば、貯金の存在を知らないということはある程度あり得ない)などからすれば、本件貯金の出捐者が母であることは容易に認定できる。

(イ) 後記(2)イの反論は意味不明である。判例の事案は、被相続人の妻名義の預金を名義人である妻自身が管理していたにもかかわらず、妻が「預金等を解約して他の用途に使用するなど自己のものとして利得したことを認めるに足りる証拠はない」として、出捐者である被相続人の預金であると認定したものである。本件は、請求人名義の預金を名義人である請求人は管理しておらず、出捐者である母が管理しており、しかも、処分庁より本件貯金の存在を指摘されるや、直ちにそれを解約して自己のものとして保全しているのであるから、判例の事案以上に出捐者(母)の預金と認定されるべきである。

処分庁は、請求人の主張について「理由と結論が逆転している」などと論難するが、処分庁の主張こそ、判例の意味を理解しておらず、理由と結論が逆転している。

(ウ) 処分庁は、母の供述によれば、①郵便局員が不正行為をしたことになるとか、②母が有印私文書偽造・同行使の罪に問われかねない行為をしたことになり、本件貯金が母の名義で貯金されていれば、そのような違法行為を行う必要もないなどと趣旨不明の反論をしている。

前者(①)の母が本件貯金に預け替えた際の経緯については、確かに不明な点もあるが、だから何なのであろうか。本件において重要なことは、本件貯金の実質的な帰属が請求人と母のいずれに認められるかである。

後者(②)についても、母は母名義で預金をしておけば良かったというのは、その通りであるが、だから何なのであろうか。母は、自らの虎の子の貯金であるからこそ、かかる違法行為とも取られかねないリスクを犯してまで本件貯金を

解約し、死守したのである。この点にも、本件貯金の実質的帰属が母にあることが見て取れるのであって、ここで郵便局員や母の遵法精神を云々しても全く無意味である。

- (エ) 処分庁は、本件貯金が請求人名義であることから請求人が不正受給をしたとして、法78条を適用し貯金と同額の返還を命じたのであるが、前記イにおいても指摘したとおり、「不正の意図」ある不正受給であることの主張立証責任は処分庁にある。

例えば、本件貯金の出捐者が請求人であり、母に通帳等の管理を委ねてきたことを故意に隠匿して生活保護を受給し、本件貯金の存在が発覚するや母と通謀してこれを解約させ、さらに解約金を隠匿した、というのであれば不正受給が成立するであろう。処分庁としては、例えばこのような事実関係を主張し、立証しなければならぬのであるが、処分庁の反論内容を見ていると、そのような事実関係を想定しているのでもなさそうである。

どうも処分庁は、本件貯金の原資の流れ等が逐一解明されて、原資がすべて母の金員に由来していることを請求人が立証しない限り、不正受給(法78条)を適用しなければならないと理解しているようである。仮に、そうであるとすれば、同条の趣旨や、実施機関に課されている「不正の意図」の主張立証責任についての基本的理解を欠くものと言うほかない。

- エ 請求人が再審査庁に提出した再々反論書には、次の記載がある。

処分庁は、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「24年通知」という。)を引用し、本件が「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当する旨主張する。

しかしながら、24年通知は、フローに関する「収入申告書」の提出場面に関する規定であるところ、本件は、ストックに関する「資産申告書」の提出場面の問題であり、そもそも24年通知の適用場面でない。

また、ここで言う「虚偽」とは、単に客観的事実に合致しない記載があるというだけでなく、それが「不実の申請その他不正の手段」にあたると評価し得る程度に意図的に虚偽りを述べたものをいう。そして、その立証責任は、これまでも繰り返し主張してきたとおり、実施機関側が負う。この点、27年判決は、同様の理解のもと、収入申告書に本来記載すべき娘のアルバイト収入が記載されていなかった点について、「申告書の内容には真実を反映していない部分があるものの、(略)原告がそのことを認識しつつあえて提出したとは認めがたいから、これをもって原告があえて虚偽の申告書を提出したということは困難である。」とし、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたとまではいえない」とし、78条決定処分を違法として取り

消している。

本件では、問題の請求人名義の預貯金が実質的にも請求人のものであり、かつ、請求人がその存在を認識しつつ敢えて虚偽の資産申告書を提出する等したことを処分庁が主張・立証しなければならないのであるが、処分庁は、まったくそれをなし得ていない。その余の処分庁の主張を含めて、その再反論に理由がないことは明らかである。

(2) 処分庁の主張

ア 処分庁が審査庁に提出した弁明書には、次の記載がある。

(ア) 事実経過

平成22年7月27日

処分庁にて生活保護開始。

「資産申告書」において、定額貯金150万円の申告はない。

平成26年11月19日

法第29条に基づく調査で、本件貯金を確認。

銀行の登録住所は、請求人の保護開始以前の居住地であることも判明。請求人に事実確認するも保有を否認。

平成26年11月21日

請求人より別世帯の母に確認したところ、母が請求人名義で貯金したことを認めたとの話を聴取。

処分庁より、処分内容が決まるまで解約等して消費しないよう請求人に指導。

平成27年2月12日

本件貯金の詳細について法第29条により再調査したところ、平成21年10月1日付で口座開設（保護開始前）し、平成26年11月21日付で解約していたことが分かった（解約日は初めて請求人に事実確認してから2日後のこと）

平成27年2月19日

ケース診断会議を開催。

請求人は自分の資産であることを否認し解約手続きも自分ではないと主張するため、客観的にこれを証明でき得る資料の収集期間を十二分に付与した

が、提出はない。

保護開始時から未申告で資産を保有し続け、指摘すれば僅か2日後には解約して追究をかわそうとする等、本来は支給すべき必要のなかった保護費を請求人が不正な手段で受け取っていたと認めざるを得ない。以上により、法第78条の適用が妥当であると判断する。

平成27年3月5日

請求人より、定額貯金が請求人のものでない客観的な資料を収集できるので徴収決定を待ってもらいたい旨、依頼があったことから、一旦、決定を猶予。

平成27年4月8日

請求人が銀行に開示請求し、定額貯金の契約時、解約時に要する必要書類を入手して自分の筆跡でないことを訴えるが、これ以上の資料は提出できないという。

処分庁より、母の資産であると主張し続ける請求人に対して、母の資産推移を証するよう助言する。

平成27年5月19日

ケース診断会議(2回目)を実施。解約された150万円の行方は依然として不明で、かつ、提出された資料のみでは請求人の資産でないとの結論は導き難い。

前回のケース会議の方針どおり、法第78条の適用は妥当であると判断する。

平成27年5月25日

原処分。

(イ) 原処分の正当性について

事実上の争点は、請求人の資産であるかどうかにあるけれども、処分庁の認定は請求人の未申告資産であると判断し法第78条を適用する。

法律上の争点は、法第78条適用の妥当性にあるけれども、法律解釈上、何ら問題なく妥当。

そもそも請求人の主張は、本件貯金は母の資産ということであり、全く他人による請求人の口座の利用などではない。処分庁による母に関しての生活保護法に基づく調査は極めて限定的にしか行えないが、請求人及び母にとっては、定額貯金に至る150万円の金の流れを通帳等により証明することは容易なことであり、処分庁からもその旨、請求人に助言している。よって、請求人が敢えて事

実の提示を忌避していると判断するほかない以上、法第78条の適用は妥当であると判断する。

以上のとおり原処分には、違法や不当な点はないから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

イ 処分庁が審査庁に提出した再弁明書には、次の記載がある。

(ア) 本件貯金の帰属が母であることについては、何ら証明されていないことについて

請求人代理人は、前記(1)イ(ア)において、21年判決を引用し、本件貯金が母に帰属すると主張するが、21年判決は、被相続人が財産の出捐者であることを前提としたものであるところ、本件においては、本件貯金の出捐者が母であることが何ら証明されていないなど、21年判決とは根本的に異なる点があることから、請求人の主張は失当というほかない。

請求人代理人は「本件貯金は、母が自らに給付される児童扶養手当やパート給料を原資として貯蓄してきた」と主張するが、それを示すものは、母の陳述書のみであり、客観的な証拠は何ら存在しない。この点、処分庁は、原処分を行う以前から、請求人に対し、本件貯金に至る原資の流れを、客観的な証拠によって証明するよう助言しており、未だ、それが為されていない状態に変わりがない。この点、21年判決が引用する原判決においても「財産の帰属の判定において、一般的には、当該財産の名義が誰であるかは重要な一要素となり得る」と判示しているところ、本件においては、それを覆す客観的な証拠が提出されていないのであるから、本件貯金は名義人である請求人に帰属すると判断することが妥当である。

21年判決において、被相続人の妻は「預貯金を管理運用していたことは認められるけれども、(中略)預金等を解約して他の用途に使用するなど自己のものとして利得したことを認めるに足りる証拠はない」として財産が妻のものであることを否定されているところ、本件においても、母は、請求人が処分庁より本件貯金について指摘されるまで、それら解約して自己のものとしたような経過もないのであるから、母が管理していたことをもって、本件貯金が母に帰属するとは言えないことは明らかである。

利息等の利益も母に帰属しているという請求人代理人の主張は、処分庁が請求人に帰属すると判断している本件貯金を、処分庁の指摘後に、利息等も含めて、母が引き出したことのみを根拠とするものであり、理由と結論が逆転していると言わざるを得ず、何ら考慮の対象となるものではない。

請求人代理人は「請求人は(中略)母との音信もほとんど途絶えていた」と主張するが、本件貯金の登録住所は、実家とは離れたB県であり、本件貯金が行われた時点において、請求人は母に、少なくとも住所は知らせており、音信が途絶えていた事実

はないのである。この点、母は、請求人の住所を「A銀行の窓口の人が調べて」「B県の住所を教えてくれた」と主張するが、そもそもA銀行に請求人の住所は知らされていなかったのであるから、「A銀行の窓口の人」はA銀行等の関連事業体から請求人の住所を不正に取得したうえで、不正に母に通知したと考えなければならないが、そのような不正行為が日常的に行われていることが公知の事実であれば格別、そうでないのであれば、母の主張及びそれを根拠とする請求人代理人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

母は、「私自身のヘソクリ」「虎の子の150万円の貯金」と主張するが、そのような大切な貯金であれば尚更、母が適法に引き出すことができない請求人名義で、本件貯金を行ったことは不自然というほかない。事実、母は、本件貯金を引き出すにあたって、請求人の委任状を偽造し、郵便局に提出しているところ、これは有印私文書偽造・同行使の罪に問われかねない行為であるが、本件貯金が母の名義で貯金されていれば、そのような違法行為を行う必要もないのである。母が、敢えてそのような違法行為を行うことを前提として、請求人名義で本件貯金を行う必要がある合理的理由も、請求人からは示されていない。

ウ 処分庁が審査庁に提出した再々弁明書には、次の記載がある。

(ア) 前記(1)ウ(ア)について

請求人代理人は、処分庁が「原資の流れがすべて客観的な証拠によって証明できない限り、本件貯金の出捐者が母であることの証明がないかのごとき主張を」しているかのように主張するが、処分庁は、そのような主張は行っていない。処分庁は、請求人代理人の主張は母の陳述をもとにするのみで、それ以外の貯金の出捐者にかかる客観的な証拠が「何ら」提示されていないと主張しているのであり、あたかも処分庁が請求人に不可能な証明を求めているかのように論難する請求人代理人の主張は失当である。処分庁としては、本件貯金の帰属が母であることが、本件貯金の原資の動きなどの客観的な資料により、「実現可能な範囲で合理的に」証明されれば、処分時には不明であった新たな事実が判明したことにより、原処分を取り消す予定である。

(イ) 前記(1)ウ(イ)について

処分庁が「母が管理をしていたことをもって、本件貯金が母に帰属するとは言えないことは明らか」と主張したのは、請求人代理人が、21年判決を引用し、当該財産の管理及び運用の状況から、母に帰属すると主張したことに対して、管理していただけでは母に帰属しているとは言えない、という趣旨の反論を行ったものである。しかしながら、再反論書によって、請求人代理人の主張は結局のところ「出捐者である母」という、本件貯金が母に帰属していることを前提とした主張であることが明らかとなったことから、21年判決を引用した趣旨がも

はや不明になったと言わざるを得ない。処分庁としては、繰り返しになるが、本件貯金の出捐者が母であることは、何ら客観的な証拠により証明されていない、と主張しているところである。

(ウ) 前記(1)ウ(ウ)について

請求人代理人は、「母が本件貯金に預け替えた際の経緯については、確かに不明な点もあるが、だから何なのであろうか」「母は母名義で預金しておけば良かったというのは、その通りであるが、だから何なのであろうか」と、恰も「不正行為」や「違法行為」は、本件と何ら関係がないかのように主張するが、処分庁は、請求人代理人の主張が、母の陳述をもとにしているところ、当該陳述について、真実と認めるには不合理であり、信憑性がないと指摘しているのである。

(エ) 24年通知において、法第78条を適用する基準が示されており、本件は「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するものである。処分庁は請求人の生活保護を開始するにあたって、被保護者に課せられる報告の義務を請求人に説明したうえで請求人から資産の申告を受けた。しかし、請求人の資産の申告には本件で問題となっている貯金が記載されていなかった。本件貯金は150万円と高額であり、生活に困窮している請求人が失念するような金額ではないところ、それを記載せず保護を受給した請求人については、不正の意図があったと判断せざるを得ない。

エ 処分庁が審査庁に提出した証拠書類には、次の記載がある。

(ア) 平成22年7月26日付けの書面には、請求人が処分庁から「生活保護のしおり」の説明を受けたうえで、当該しおりを受領し、その事実があったことを署名押印の上処分庁に申告した旨のが記載がある。

(イ) 請求人が平成22年7月27日に生活保護開始申請書とともに処分庁に提出した資産申告書には、請求人の本件貯金口座に係る記載はない。

(ウ) 処分庁からの照会に対するA銀行の平成26年3月18日付けの回答の書面には、請求人名義の本件貯金口座に150万円の預入金額がある旨があることが記載されている。

(エ) 平成26年11月19日付けのケース記録票には、「・定期預金150万円の保有状況を確認したが、全く身に覚えがないようで通帳や証書等は持っていないという。・請求人は、母による貯蓄・金銭管理を可能性の一つとして推測していた。」との記載がある。

(オ) 平成26年11月21日付けのケース記録票には、「・本件貯金について、母へ電話で確認したところ、母が請求人名義で貯蓄し通帳等も保管しているとのこと。・母は震災の影響で無職に陥り、貯蓄を切り崩して生活しているらしい。よって、この本件貯金もいずれは経費に回す予定であるという。・請求人は返還することに一定の納得をしているようだが、母が素直に応じるかどうかを危惧していた。また、返還に応じた場合でもその後の母の生活を不安視する。・原処分通知を受け債務を負うのは請求人であるが、その弁済は母に依頼すべきことになる構図について長考し、母との争いが避けられない状況を悩んでいた。」との記載がある。

(カ) 処分庁からの照会に対するA銀行の平成27年2月9日付けの回答の書面には、請求人名義の本件貯金口座に150万円の預入がある旨、口座開設年月日は平成21年10月1日、解約日は平成26年11月21日である旨が記載されている。

また、平成26年11月21日付けの払戻請求書には、平成21年10月1日に最終預入を行った請求人名義の額面金額150万円の定期口座を、請求人代理人として母が平成26年11月21日に解約した旨の記載がある。

(キ) 平成27年2月18日付けのケース記録票には、「・A銀行への3度目の29条照会で、平成26年11月21日付、本件貯金が解約されていたことが分かった。・同じくして、請求人も母との連絡がようやく付き、解約事実を確認していた。・解約日を見ると、請求人に初めて事実確認をした時期から僅か2日後のこと。処分内容が決定するまで解約しないよう伝えていたにも関わらずの、この短期間での資産隠蔽。・請求人は終始一貫して「母による名義の無断使用であって、自分の資産でない」と主張を続ける。しかし、これを裏付ける客観的資料はない。・母は「解約した。請求人世帯を支援する気は全くない」と話しているらしい。それ以降、連絡が付かなくなったという。・請求人による隠蔽は否定しているものの、これを証するものがないため、最終的には返還に応じている。」との記載がある。

(ク) 平成27年2月19日に開催されたケース診断会議の会議録には、問題点・診断事項を記載する欄には、「・請求人名義で150万円の定額貯金を保有していたことが29条照会にて判明。・請求人は「母が請求人の名義を無断使用して口座を開設したものであって身に覚えがない」と主張。・しかし、口座の登録住所はB県であって、以前の請求人の居住地。主張を裏付けする客観的資料はない。・11/19付、処分が決定するまで解約しないよう指導していたが、その2日後に解約された事が判明(2/9付、3度目の29条照会)・母は返還対象と知っ

て解約した事を認める。また、「請求人世帯を支援するつもりはない」と、話しているという。・請求人は無実を証することが出来ないと判断し、やむを得ず、返還に応じている（分納月額1万円）」との記載がある。また、結論を記載する欄には、「・本人のものでないことを証明するための期間を十分に付与しているが、客観的に説明でき得る資料の提出はない。・法第78条の適用が妥当。・解約された150万円が、他の請求人名義の口座に移されるような可能性は極めて低いと考えられることから、現在も満額を保有していると断定した一括返還は困難であると判断し、やむを得ず、分納を認めるものとする。」との記載がある。

(ケ) 平成27年3月5日付けのケース記録票には、「本件貯金について、従前から請求人は名義を母に無断で使用されたものであって、自分の資産ではないと訴えていた。・2/19付、ケース診断会議において、これを証する客観的資料は無いと判断し、78条決定を下したところ。(中略) 請求人から「客観的資料を収集するので、返還決定を待ってほしい」との依頼を受けた。 援助方針 ・従前からの訴えを裏付けるものがあれば、請求人世帯の最低生活費を維持できることに直結するため、しばらく、返還決定を猶予するものとする。・客観的資料の提出を受けた時点で、再度、診断会議に諮る。」との記載がある。

(コ) 平成27年4月8日付けのケース記録票には、「・まず、請求人がA銀行に問い合わせをしたところ、「請求人名義の口座は存在するが、誰が開設したかまでは証明できない。また、誰でも開設することはできる」との回答を得たらしい。請求人はこれを逆手に取ったかのように「これで、処分庁が請求人の保有財産であるとの証明もできない筈」との結論を導く。・社会通念上、納得でき得る根拠に値しないことは言うまでもない。請求人名義の口座が物証として存在する以上、この回答をもっての返還免除は出来ないと回答した。・別紙は口座開設と解約時に銀行へ提出すべき書類（これらは請求人が開示請求したもの）。次に、これらの筆跡が自分のものと違うということを証明したげ。また、解約時の委任状の委任者欄についても請求人のもとは違うという。・一見すれば、請求人の筆跡と違うように見えなくはない。しかし、分かるのは手続きの主体が誰であるかということであって、これをもって請求人の口座、強いては、資産でないという証明に結びつけることは説得力に欠けると返答。(中略)・視点を変えみて、請求人が主張する名義を悪用したとされる母の口座の取引明細書を取り寄せて、今回の定額貯金を開設した同時期に、同額程度の引落しがないかを確認してみるよう助言。これにて、母による母の保有財産の移転（但し、意図不明の名義変更であるが）が証明できることになるかもしれない。但し、その場合であっても、請求人世帯への扶養援助は検討してもらふ必要があると説明。」との記載がある。

また、A銀行から開示された本件貯金の定額・定期貯金預入申込書には、申込み者欄に請求人の氏名が、預入れ金額に150万円が記載されていた。

払戻請求書には、解約日に平成26年11月21日が、払戻しの請求者欄に請求人代理人として母の氏名が記載されていた。

さらに同日付けの本件貯金解約の委任状には、委任者として請求人の氏名の記載と押印があり、受任者として母の氏名の記載があった。

(サ) 平成27年4月24日付けのケース記録票には、「・請求人は、「母の取引明細書は受理出来なかった」という。・これで、請求人名義ではあるが、実態として母の管理資産であるという150万円の資金の流れを証明することは困難。また、自分の資産でないという新たな証拠の提出はないとのこと。・請求人は同様の判例等をインターネットで調べたり、税務署に行って生前贈与との関連性を確認する等、精力的に身の潔白を示そうと努力していた。・しかし、これまで提示があったのは、口座開設、解約時にA銀行側へ提出する書類の写しのみ。筆跡が自分のものとは違うという。」との記載がある。

(シ) 平成27年5月19日に開催したケース診断会議の会議録には、問題点・診断事項を記載する欄には、「・平成27年2月19日付、請求人名義の以下の150万円については、ケース診断会議で返還決定(78条)をしたところ(A銀行)。・しかし、請求人は一貫して、「母が名義を無断で使用して作った口座であって、身に覚えがない」と主張し、それを証するものとして、口座開設時、解約時に銀行へ提出する書類を開示請求して来た。筆跡が自分のものと違うという。・では、口座開設時、解約時の資金の流れが分かる母の別口座の取引明細書を提示するよう求めたが、不可との回答。・請求人はインターネットで判例を調べたり、税務署に行って「口座があるからといってその名義人の財産とは断定できない」との回答を得て来る等、精力的にかつ真摯に身の潔白を示そうとする努力は認められる。」と記載されていること。また、結論を記載する欄には、「引き出された150万円の行方は分からず、提出された書類のみでは請求人の資産でないという判断は行い難い。・以上、前回の会議録のとおり、78条の返還決定が妥当。」との記載がある。

(ス) 平成27年5月25日付けの原処分決定通知書には、「返還金・徴収金決定額金 1,500,000円」、「決定理由 世帯主名義で保有していた定額貯金の未申告による」との記載がある。

(3) 平成28年5月11日付けの審査庁の原裁決には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の場合、請求人が、資産申告の必要性及び不実の申告により保護を受けた場合の徴収金決定処分について処分庁より説明を受けたうえで、生活保護申請書とともに提出した資産申告書に記載しなかった本件貯金を、処分庁が法第29条に基づく

調査により発見したことから、処分庁は請求人に対し、法第78条に基づき徴収金決定処分を行ったものである。

イ 前記アのとおり、請求人は資産申告の必要性及び不実の申告により保護を受けた場合の徴収金決定処分について知ったうえで本件貯金について処分庁に申告をしていないのであるから、本件貯金が請求人に帰属するものであれば、請求人は不実の申請により保護を受けたものにあたることは明らかであり、法第78条が適用される要件に欠けるところはない。

ウ この点、請求人は、27年判決を引用し、法第78条適用の要件に欠けると主張するが、27年判決は、未成年の娘のアルバイト収入に関してまで届出義務があることを原告が十分に理解していたとは言えないことから、処分が取り消されたものであるところ、本件においては、請求人は、処分庁より、資産申告の必要性及び不実の申告により保護を受けた場合の徴収金決定処分について説明を受け、請求人も説明を受けたことを処分庁に申告していることから、請求人が申告の義務について理解していなかったとは認められず、請求人の主張は採用できない。

エ 次に本件貯金の帰属について検討を行うと、本件貯金の名義人が請求人であること、及び平成26年11月21日の本件貯金解約時において母が本件貯金を管理していたことについては争いがないところである。

オ 本件貯金の出捐者については、争いがあるところであり、本件貯金が形成された際の客観的な資料が、請求人からなんら処分庁にも審査庁にも提出されておらず、処分庁は請求人であると主張し、請求人は母と主張している。

カ この点、処分庁は、本件貯金について請求人に事実確認を初めてから6か月に亘って処分を保留にし、請求人に対して、本件貯金が形成された際の資金の流れの客観的な資料を提出するよう助言をしていた。

キ しかしながら、請求人からは、原処分に至るまでに、本件貯金が形成された際の客観的な資料はなんら提出されなかった。

ク 請求人は、母の供述や本件貯金の解約時の書類等の証拠により、本件貯金の出捐者は母であると主張するが、母が出捐者であることを証明するものでは当然ないし、母の陳述書は、記載された内容に不合理な点が多く、真実を陳述したものとは認めがたいことから、請求人の主張は採用できない。

ケ 結局のところ、本件貯金の出捐者が請求人ではないとする客観的な証拠はなんら

存在しないのであるから、本件貯金の帰属を判定するにあたっては、本件貯金の名義を用いるほかなく、本件貯金が請求人に帰属するとした処分庁の判断には合理性がある。

コ 請求人は、請求人名義の本件貯金が実質的に請求人に帰属することを処分庁が立証する必要があると主張するが、本件貯金の名義人は請求人であり、本件貯金の名義人である請求人に帰属しないとする合理的な疑いがなんら存在しない、換言すれば本件貯金が請求人に帰属していることが合理的に立証されているなか、現に存在する客観的事実から合理的に導かれる結論とは異なる請求人の主張を考慮し、処分庁が、敢えて請求人に、本件貯金が形成された際の客観的な資料の提出を求めているにも関わらず、請求人及び母が当該資料を提出しようとしなない状況をもって、処分庁が本件貯金の帰属に関する立証責任を果たしていないと言うことはできない。

サ よって、本件貯金は請求人が保護開始当初から保有していた資力であり、それを保有していないとする資産申告書を処分庁に提出して保護を受けた請求人に対して行った本件処分に違法・不当な点は見当たらない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)によって、要保護者各々について具体的に確定され、その保護の程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者の資力(収入)とを対比し、その資力で充足することのできない不足分について扶助されることを定めているものである。
- (3) 法第28条及び第29条にて保護の実施機関には積極的な調査権限が付与されているが、併せて法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況につい

て変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、被保護者に対し、届出の義務を課している。

- (4) 法第78条は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収する（略）ことができる。」と規定している。ここでいう「不実」とは、積極的に虚構の事実を構成することはもちろん消極的に真実を隠蔽することも含まれる。また、徴収金の決定金額については、いわば損害追徴としての性格のものであり、その他の返還金決定処分の場合と異なりその徴収額の決定にあたり、相手方の資力や徴収に応じる能力が考慮されるものではないものと解されている。また、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものである。
- (5) 24年通知は、法第78条の適用に当たって最も留意すべき点として、「被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があつたことについての立証の可否」と定めている。
- (6) 問答集の問13-1答では、法第78条によることが妥当な場合について、「(a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。(d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」と記している。
- (7) 問答集の問13-23答では、法第78条を適用する場合の控除について、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と記している。

2 原処分及び原裁決について

- (1) 本件についてみると、処分庁は、請求人名義の本件貯金について、請求人が資産申告書に記載せず、法第29条に基づく調査により本件貯金を発見したことから、請求

人に対し原処分を行い、審査庁もこの処分庁の決定を妥当とする原裁決を行ったことが認められる。

(2) 前記1(4)及び(5)のとおり、法第78条は、その要件として「不実の申請その他不正な手段により保護を受け(中略)た者があるとき」と規定され、被保護者に不当又は不正に保護を受給しようとする意思があった場合に適用される条項であるため、本件においては、処分庁が請求人に資産申告の義務について説明し、請求人が理解していたにも関わらず、不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったか否かが論点となる。

(3) 保護開始に当たり、処分庁が請求人に対し、資産申告の義務について説明し、請求人がこれを理解していたことについて、争いはない。また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)エ(ア)から(キ)及び(ク)のとおり、①保護開始時に請求人が処分庁に提出した資産申告書には、請求人の本件貯金口座に係る記載はないこと、②請求人名義の本件貯金150万円の口座が、請求人の保護受給開始前にA銀行に開設されていたことが、処分庁の照会に対するA銀行の回答により判明したこと、③本件貯金は母が管理し、母が請求人代理人として本件貯金を解約したことがそれぞれ認められる。

これらの事実を前提として、本件貯金は母に帰属するとの請求人の主張に対し、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ア(イ)のとおり、請求人及び母にとりて、本件貯金150万円に至る原資の流れを通帳等により証明することは容易なことであり、請求人があえて事実の提示を忌避していると判断するほかなく、財産の帰属を検討する上で重要な要素である名義人に帰属するということを覆すに至る客観的な証拠が提出されていないのであるから、本件貯金は名義人である請求人に帰属すると判断し、法第78条を適用することは妥当である旨主張する。

そこで、本件貯金発覚後の請求人の行動についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)エ(オ)、(コ)及び(サ)のとおり、請求人は、①処分庁から本件貯金の存在を指摘された後、直ちに母に架電し、本件貯金に係る事実関係を聴取の上、処分庁に報告していること、②A銀行に対し、本件貯金の開設者について問合せを行い、口座開設時及び解約時にA銀行に提出された書類の開示請求をしたこと、③処分庁の助言に従い、A銀行に対し、母の取引明細書を求めたこと、④生前贈与との関連性を確認するため、税務署に出向いたことがそれぞれ認められる。

これらのことからすると、請求人は、処分庁の助言にも従い、本件貯金の存在を知りつつ故意にこれを隠蔽し、処分庁の判断を誤らせようとするような不正の意図がないことを自ら積極的に立証すべく行動しており、請求人があえて事実の提示を忌避しているとみることはできない。

一方で、解約された本件貯金が、請求人により他の請求人口座に移され秘匿された等、請求人が不当又は不正に保護を受給したことをうかがわせる事実は立証されて

いない。

以上のことからすると、請求人があえて事実の提示を忌避しているとして、請求人が本件貯金の名義人であることを根拠に法第78条を適用することは妥当であるとする処分庁の主張は採用できない。

- (4) 以上のとおり、原処分を総合的に判断すると、処分庁は、請求人には不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったと推認しうる事実について立証できていないと言わざるを得ず、請求人が本件貯金に関して、法第78条の「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたとまではいえず、原処分は法第78条の要件を欠いており、違法な点が認められ、取消しを免れない。また、原処分を支持した原裁判の取消しも免れない。

3 結論

以上のとおり、本件再審査請求は理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する同法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月26日

審査庁 大阪府知事



教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、この裁決の前提となる処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することはできなく

なります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

社援第2470号

この謄本は、原本のとおりであることを証明します。

令和3年3月26日

大阪府知事 吉村 洋文

